

小規模事業者 パワーアップ支援補助金

小規模事業者が原油価格・物価高騰の影響を受けながらも、事業継続・発展のために前向きに取り組む新事業展開や販路開拓、経営力強化等に必要な費用の3分の2（上限50万円）を補助します。

対象事業者

● 県内に主たる事務所を置く小規模事業者

※小規模事業者とは、右表の従業員要件に該当する事業者のことで、
（小規模支援法（平成5年法律第51号）第2条）

※R4、R5の小規模事業者新事業展開等支援補助金（第1回～第3回）の採択者も、申込は可能です。ただし、より多くの事業者様に本補助金をご活用いただくため、過年度に事業を実施していない事業者が優先的に採択（加点）されます。

※他にも対象要件がありますので、公募要領をご確認ください。

業種	常時使用する従業員数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業（宿泊・娯楽業以外）	5人以下
サービス業（宿泊・娯楽業）	20人以下
製造業その他	20人以下

補助内容

● 補助対象経費の **3分の2以内**

● 補助上限額 **50万円**

対象経費

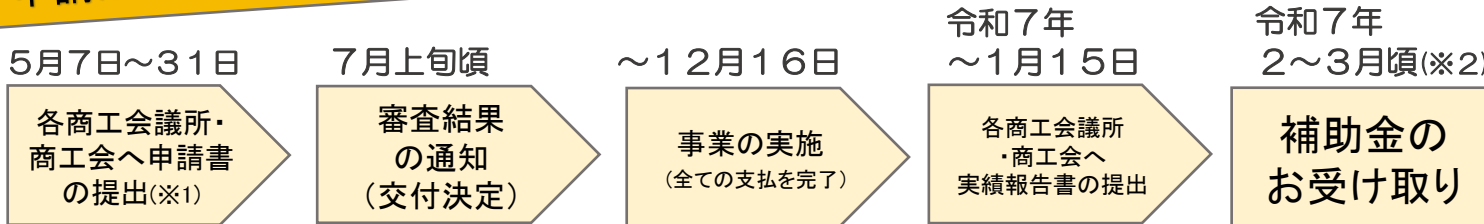
- ・機械装置等費
- ・広報費
- ・開発費
- ・展示会等出展費
- ・旅費
- ・外注費
- ・専門家謝金
- ・専門家旅費
- ・委託費
- ・IT導入関連費
- ・ECサイト関連費

※商工会議所・商工会の助言や支援を受けながら取り組む必要があります。

※本事業で商品開発や改良に取り組むにあたり、希望した場合、事務局が選定した専門家の助言やパイヤーとのマッチング支援を受けることができます。

※本事業でECサイトの開発・構築・更新・改修、運用を行うにあたり、希望した場合、事務局が選定した専門家の助言を受けることができます。

申請から受取までの流れ



※1 申請及び実績報告については、**全て電子データでの提出**となります。(申請締切 5月31日(金) 17時必着)

※1 **商工会議所・商工会にて支援計画書を発行する必要があるため、必ずお早めにご相談ください。**

※2 実績報告書を早めに提出した場合、早めに受け取れることもあります。

■同一の経費について、国、県、市町村等が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複しない事業が対象です。

※本チラシは予告版の為、**今後、内容が変更になる可能性があります。**

詳細並びに各種様式等につきましては、**4月下旬頃に公開予定**です。

宮崎県商工会議所連合会のホームページ（右記コード）よりご確認ください。



申請にあたっては、主たる事務所を置く地域の商工会議所・商工会にご相談ください（裏面）